

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 託送料金等の特別措置の適用（支払期日の再延長）

2020年5月13日
北陸電力送配電株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は託送料金等の特別措置を講じておりますが（3月19日、4月24日お知らせ済）、このたび、下記の通り特別措置の内容を再度延長することとし、昨日（5月12日）、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日（5月13日）、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 小売電気事業者さま（託送料金）

(1) 対象小売電気事業者さま

次のいずれかに該当する場合

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている需要者（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）の供給地点について、一時的に託送料金の支払が困難であると小売電気事業者さまから申出があった場合
- ・託送料金の支払いが困難であると小売電気事業者さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に託送料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

(2) 特別措置の内容

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を、2020年3月分および4月分は原則として各々3か月間延長し、5月分は原則として2か月間延長し、6月分は原則として1か月間延長いたします*。

ただし、料金算定日の延長は、料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※現在講じている特別措置から、2020年3月分、4月分および5月分の各料金の料金算定日を更に1か月間延長。また、新たに6月分の各料金の料金算定日を1か月間延長。

(3) お問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンター

076-403-6219（専用回線）

※受付時間 平日9時～12時、13時～17時

2. 離島のお客さま（離島の電気料金）

(1) 対象お客さま

次のいずれかに該当する場合

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ・お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

(2) 特別措置の内容

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、2020年3月分および4月分は原則として各々3か月間延長し、5月分は原則として2か月間延長し、6月分は原則として1か月間延長いたします*。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※現在講じている特別措置から、2020年3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長。また、新たに6月分の電気料金の支払期日を1か月間延長。

(3) お問い合わせ先

（離島供給に係る業務委託先）

北陸電力株式会社お客さまサービスセンター

（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

以 上